

令和 7 年度宮崎県外国人材受入・定着支援センター設置・運営等業務

企画提案競技に関する質問回答書

令和 7 年 5 月 1 3 日

No.	該当頁 該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領 11-(1)	制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するとありますが、これまで長く研修会やセミナーを開催しており、それらを基に新しい情報を盛り込んでこの事業のセミナーの企画を行う予定です。それをすべて宮崎県帰属されるということだと、全く同じものは使用しませんが、弊団体独自の研修会やセミナーに影響するのですが、この辺りはどのように理解すればよろしいですか。	本事業で新たに制作した制作物をそのまま使用する、または、明らかに本事業の制作物と読み取れる状態で複製するなどのケースに該当しなければ、問題ありません。
2	仕様書 3-(1)-①	相談対応に係る体制整備のため、本県に活動の拠点を設ける場合、これに伴い生じる賃借料や備品等について、予算計上してもよろしいですか。	本事業を進める上で必要な経費で、仕様書 6-(1) の支出対象外経費に該当しない経費は計上して構いません。受託者の個別的事情による体制整備に伴う経費については、計上しないようお願いします。
3	仕様書 3-(4)	「様々な媒体の活用」とは、本事業で Facebook 等を運用するという理解でよろしいですか。その際、県作成 HP への掲載は、こちらからの依頼のみでよろしいですか。	センターの周知に係る「様々な媒体の活用」については、テレビ CM や YouTube 広告等の媒体の活用が考えられますので、効果的な情報発信をご提案ください。なお、県も、専用 HP 及び県公式 SNS (Facebook、X、LINE) を活用した周知を予定しています。 また、出張相談会やセミナー、伴走支援等の周知について、専用 HP への掲載は県で行いますので、受託者においては、掲載に必要なコンテンツを作成し、県に提供いただくことになります。

		デジタルサイネージのリースですが、サイズはどのようなものを検討すればよろしいですか。	デジタルサイネージについては、標準的なサイズ（ディスプレイ：40～50インチ程度）を想定していますが、具体的には、受託決定後、相談場所の視認性確保と機動的な情報発信に支障がないか等を踏まえながら、県と協議して決定します。
4	仕様書 3－(5)	宮崎県行政書士会との連携・活用に関しては、必要不可欠と考えますが、「在留資格変更など専門的な内容」にあたる業務範囲とその際の報酬について、もう少し明確に示していただきたいです。	具体的にどのような業務で連携等するのか、また連携等の方法として、受託者から再委託するのか、個別の案件ごとに報酬を支払うのかなどについて、受託決定後、宮崎県行政書士会と協議する必要がありますが、事業の積算としては、後述の社会保険労務士等との連携含め、最大 200 万円を見込んでいます。
		行政書士に限定されていますが、外国人労働者受入れの専門家という点では、社会保険労務士など他の団体も重要な役割を担うと考えますが、他の団体との連携についてはお考えなのでしょうか。	相談内容や伴走支援の内容等に応じて、社会保険労務士等、他機関との連携も考えられます。
		予備費の計上は大丈夫でしょうか。また上限はありますか。	予備費の計上及び上限について定めはありませんが、審査基準書のとおり、企画提案において、事業内容と経費積算のバランス等を審査します。なお、事業完了後の委託料の精算にあたり、予備費のうち支出のなかった分は委託料から減額することとなります。
5	仕様書 5	委託期間は令和 8 年 3 月 31 日までとなっていますが、本事業の継続の可能性はありますか。また事業継続する場合、どのような形で継続される予定でしょうか。	予算の関係上、単年度契約となりますが、センターの運営等は継続したいと考えており、令和 8 年 4 月 1 日以降の継続について、来年度予算の状況を踏まえながら検討します。